令和8年3月9日
国　　税　　庁

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）につきましては、令和８年１月 26 日（月）から２月 24 日（火）まで郵便等、ＦＡＸ、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、３通の御意見をいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

１　御意見の受理状況

○郵便等によるもの	０通
○ＦＡＸによるもの	０通
○インターネットによるもの	３通
合　　計	３通

２　御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

別紙

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対して提出された御意見(全文)及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
第９条（酒類の販売業免許）第１項関係 10 に関する御意見	「税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示」することは作業量の変わりもなく、「国税局を通じて国税庁のホームページに掲載」を「税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示及び国税局を通じて国税庁のホームページに掲載」に改めるべきである。	現在、国税庁のホームページのほか、税務署の掲示場等に掲示しておりますが、引き続き税務署で御確認いただけるように、税務署の掲示場等の掲示に代えて、税務署の窓口に設置するパソコンにより国税庁のホームページに掲載した公告を閲覧できるよう措置いたします。
第 28 条（未納税移出）第１項関係４に関する御意見	「つめかえ」は、名詞形なので、「詰め替え」ではなく「詰替え」のままのほうがよいのではないか？	「送り仮名の付け方」（昭和 48 年内閣告示第２号）において、複合の語の送り仮名は、原則、その複合の語を書き表す漢字のそれぞれの音訓を用いた単独の語の送り仮名とするため、「詰め替え」としております。
共同蔵置場に関する御意見	以前、物流合理化のための共同蔵置場を検討したことがあったが、最終的に断念したのは、課税場所となる蔵置場をラベル表記する必要があり、ほかと異なる処理が必要になったからです。製造所（課税場所）と同じラベルが使えれば、もっと利用が増える気がします。参考意見です。	いただきました御意見については、執務の参考として承ります。